

第6回瀬戸内市国土利用計画審議会 意見要旨

開催日時	令和4年9月16日（金） 15：00～17：00
開催場所	瀬戸内市役所2階大会議室
委員 意見要旨	<p><b>3.議題</b> (1) 瀬戸内市国土利用計画に係る中間答申について（資料1）</p> <p><b>4.協議</b> (1) 瀬戸内市国土利用計画の骨子について（資料2、資料3）</p> <p><b>1. 中間答申について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「～中略～社会インフラの整備が強く求められています」の記述について、社会インフラの整備をより早く進めてほしいため、「速やかな実現」に変更してほしい。 (事務局) ⇒審議会として「速やかな実現」を求めるのであれば、付記として、速やかな実現について言及することも可能である。</li> <li>・最終段落で「市民意見への速やかな対応」としてはどうか。 (事務局) ⇒中間答申は、今後、審議会で国土利用計画の文章化について審議していただく中で、都市計画を入れた前提でつくのかどうかを確認するためのものである。3月に最終答申を行うが、その際に審議会として強調して書くべきところ等の文言を精査し、市長に答申すべきだと思うがどうか。</li> <li>・審議員が審議した色々な課題を内容に入れた方が良いと思う。例えば、山の斜面へ太陽光パネルの設置による景観の阻害や、耕作放棄地の増加による獣害の増加など、こうした課題があることから土地利用を適正化していくべきであることを強く打ち出すべきである。その方が、行政側としても実現に向けて良いと思う。</li> <li>・様々な課題がこれまでの審議会で出たので、それが無かったかのように進むのは良くない。3月の最終答申で、「速やかな実現」などの記述に加えて、これまで審議会で出てきた課題など全て整理した上で打ち出すのが、一番インパクトが強くて良いと思う。</li> <li>・最終答申の中に、今まで審議した課題を解決し、未来のこどもたちにつなぎたいという文章があれば良い。</li> <li>・今回の中間答申と最終答申の位置付けをご説明いただきたい。 (事務局) ⇒最終答申で、これまでの議論を全て包含した形で打ち出す。中間答申は、都市計画を導入するか否かで国土利用計画の内容が変わってくるため、その確認のために行っている。また、今回の中間答申で記しておかなければ最終答申に入らないということは事</li> </ul>

務局としては全く考えていない。中間答申はあくまで通過点である。前回の審議会資料である『課題の整理』が都市計画を入れるかどうかの判断基準になるため、中間答申の添付資料として前回審議会の資料を添付し、市長に中間答申をさせていただきたいと考えているがどうか。

・中間答申の意味は、都市計画を導入するという結論に至ったということを確認するためである。中間答申は現在の案のままで提出し、さらに市長に都市計画導入について理解してもらうための資料を添付することで良いと思う。そして、最終答申では審議会で議論したことが全て包含しているかどうかをしっかりと確認するようにしたい。

・最終答申提出後、この審議会は終わりなのか。最終答申を提出した後の実際の作業は、誰がするのか。市長や担当職員が変わらない間に速やかに進めてほしい。

(事務局) ⇒ 今後は段階が3つある。1段階目は国土利用計画の作成であり、本審議会は計画完成後に終了となる。2段階目として、国土利用計画完成後に都市計画マスタープランを作成する予定となっている。ここで、具体的に用途地域を導入するかどうか、公園整備を計画するかどうかなどについての計画づくりを行う。計画をつくるためには、都市計画審議会をつくり、市長が委員を指名することになる。3段階目は、具体的な都市計画として、道路や公園の範囲などを決めていく段階となっている。

## 2. 国土利用計画と景観計画の関係について

・P5の8.の土地利用に関する課題として「瀬戸内市らしさを感じられる地域景観を保全・創造する土地利用」とあるが、国土利用計画は景観計画の上位計画という位置づけなのか。

(事務局) ⇒ 国土利用計画は景観計画の上位計画ではない。しかし、景観法に基づく景観計画だけの運用では地域景観の保全は難しく、土地利用規制と連動させる必要があると考えていることから、このような課題を設定している。

・国土利用計画は景観計画との整合性をとれているのか。

(事務局) ⇒ 国土利用計画の素案作成段階で整合性を図ることを想定している。

・国土利用計画は抽象度の高いものであるが、それを実行する際には、景観計画、都市計画で考えることと両方があるということか。また、その場合、都市計画マスタープランの策定にあたっては景観計画と整合性をとるのか。

(事務局) ⇒ 実行にあたっては、景観計画、都市計画などの個別の計画で、詳細なものを考えていくことを想定している。また、景観計画と都市計画マスタープランについても整合性を図る。

## 3. 骨子案全体について

・市民の意見に基づいて計画を作っているが、瀬戸内市らしさなどが一般的な言葉に置き換わり、画一的なものになってしまっている。瀬戸内市の特徴が全面に出るようなものにし

ていただきたい。

- ・「図る」という言葉がたくさんでてきている。例えば P3 の「推進を図る」は「推進する」で良いのではないか。行政文書的な書き方が瀬戸内らしさを無くしている理由の一つだと思うため、直していただきたい。

#### 4. 市土地利用の基本方針について

- ・基本理念について、もともとあったものを継承しているのか、それとも新しくつくるのか。また、新しくつくるのであれば、基本理念の 2 番目の中に、「守りつつ有効活用する」、「継承しつつさらに磨きをかける」という記載があるが、現在の延長戦のように見える。将来残したいものからバックキャスト的に捉えることがあっても良いと思う。

- ・4つの地域それぞれに個性があり、それらが一体となることが瀬戸内市の魅力になると思うが、それは基本理念に該当するものではないか。それがあからこそ、瀬戸内市ならではの計画になっていくと思う。もう一度考えていただきたい。

- ・P2 の基本方針の末尾に等がついているが、追加予定なのか。

⇒（事務局）追加していく予定である。

#### 5. 利用区分別の市土地利用の基本方向について

- ・利用区分別の市土地利用の基本方向の①～⑦の項目は、一般的な項目があり、それを割り当てているのか。

⇒（事務局）国の国土利用計画策定の手引きを参考に、岡山県の土地利用計画と整合を図りながら区分している。

- ・市土地利用の基本方向の項目に違和感がある。P3.④「水面・河川・水路」によって瀬戸内市にとって重要な海という言葉が、水面という抽象的な表現によって消えてしまっている。また、P4.⑥宅地 1) 住宅地には、公園との連携に配慮するとして記載されておらず、さらに公園の整備に関する記述が⑦「その他」に埋没してしまっている。なるべくその他を使わない方がよい。

⇒（事務局）海は土地ではないため、海という表記にしていない。また、海については⑦「その他」に海岸部として記載をしている。一方で、瀬戸内市にとって海は重要であるため、海の表記の仕方については今後検討する。また公園について、P4.⑥宅地 1) 住宅地の中での記載が弱いとあった。公園の整備については⑦「その他」で言及しているが、こちらについてもその表記の仕方について今後検討する。

- ・P4.⑥宅地 2) 工業地の中の記述では、「住」と「工」を分けているように見える。⑥宅地の中に工業地が入るのは適切なのか。

⇒（事務局）宅地と工業地の共存については、これまでの審議会の中で、調和を図るために

緑化するなどの話があったが、宅地と工業地をどのように位置付けるかについては今後検討する。工業地について、土地利用では農地や林地以外の土地をまとめて「宅地」と表現するため、宅地の中に工業地が入っている

・瀬戸内市にとって大切な項目が同じレベルで分類されていることが大事である。瀬戸内市らしさが埋没しないように整理していただきたい。

・P3.④「水面・河川・水路」の中で、「水資源の安定確保、農業用排水路等に必要用地の確保を図る」と記載があるが、具体的にどのようなものなのかをご説明いただきたい。

⇒（事務局）農業の活性化のためには水資源の活用も踏まえた農業基盤の整備が必要であると考えている。分かりにくいかもしれないため、表現を工夫したい。

・河川の整備は市町村単位ではできないのか。泥で川底が上がってきていることが気になる

⇒（事務局）河川には、国、県、市が管理するものがある。市が管理しているものは市が整備することが可能であり、国、県が管理しているものの整備については市から働きかけることも可能である。川底の話はタウンミーティングでもお話を頂いていた。「河川等の整備と適切な維持管理」は、川底等の課題も含めてという意味で記載している。その表現の仕方について検討していきたい。

・P3③「原野」の中の野生生物とはなにか。猪や鹿も入っているのではないのか。

⇒（事務局）P5③「自然維持地域」の中で「鳥獣の防止」と記載しており、整合をとっている。また、「貴重な水辺植生、野生生物」という記載で野生生物等の位置付けを考えていく事になると思うが、分かりにくくなっているため、今後整理していきたい。

## 6. 地域類型別の市土地利用の基本方向について

・P5③「自然維持地域」の中で「原生的」とあるが、どこまでが原生な自然とするのか、その定義が難しい。どのように整理するかは気になっている。

・P5②「農山漁村地域」の中で、「無秩序な土地利用の転換の防止を進める」とあるが、これが実際に進められるのは先の話であるように思う。山の斜面への太陽光パネルの設置などに対して規制をかけることができるようになるにはどれくらいの時間がかかるのか。本計画策定の許可が下りなくても、景観条例などで無秩序な太陽光パネルの設置などに規制をかけることができるのか。「無秩序な土地利用の転換の防止」について、どのようなスケジュールで進めることを考えているのかについて教えていただきたい。

⇒（事務局）「無秩序な土地利用の転換の防止」はかなり難しい問題である。山林への太陽光パネル設置は都市計画を入れても規制は効かず、また景観条例でもその規制は難しいため全国的に困っている状況である。こういった課題に対し、仕方ないで済ませるのではなく、市の部署間で連携しながらどこまで対策可能か突き詰め、市として国土利用計画で方向性を打ち出すことが重要であると考えている。その上でどんな対策できるかは地域の中

で努力するしかないと思う。指導する現場でも、根拠になるものがないと市としては望まないということも言えない。計画に示して瀬戸内市の計画にすることが大事だと思う。

- ・「無秩序な土地利用」に対して規制がかからないとなると、開発し放題になるのではないか。
- ⇒（事務局）都市計画は、建築物と工作物が対象になるが、都市計画マスタープランの策定にあたり、審議会で何ができて何ができないか、できないことに対してどう対応するかについてしっかり議論していく必要がある。

#### **7. 地域別の土地利用の概要整理について**

- ・ 邑久西地域と邑久東地域を分けた基準はなにか。
- ⇒（事務局）邑久西地域は、大字で邑久、福田、今城、豊原、笠加の範囲となっている。邑久東地域は本庄、玉津、裳掛の範囲となっている。この地域単位では消防団でのコミュニケーションがある等、地域の活動でそれぞれ一定のまとまりがあるため、東と西をコミュニティの観点で分けている。

以上